

東日本大震災からの復興に向けた取組

国土交通省
令和5年3月23日

1. 地震・津波被災地域等の復興 ……P2

(参考) 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況 ……P4

2. 原子力災害からの復興 ……P5

(参考)「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの
復興の基本方針」改定の概要 ……P7

(参考)特定復興再生拠点区域外に係る対応 ……P9

1. 地震・津波被災地域等の復興

住宅再建・復興まちづくり

- 災害公営住宅の整備や、復興まちづくりのための土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の造成工事は、概ね完了。
- 災害公営住宅の家賃低廉化等に係る費用への支援を引き続き実施。
- 土地の有効活用に向けた自治体の取組を、復興庁と連携して支援。
- 被災地のバス交通等の確保・維持を引き続き支援。



災害公営住宅整備（宮城県名取市）



被災地域間幹線系統確保維持事業

観光の振興

- 東北に特化した海外主要市場向けのディスティネーション・キャンペーンとして、平成28年度よりJNTOによる集中的な訪日プロモーションを実施するとともに、インバウンド向けの滞在コンテンツを充実・強化。
その結果、令和元年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約3倍の約168万人泊となり、「令和2年までに150万人泊」の目標を達成。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年の東北6県の外国人宿泊客数は約18万人泊となった。

- 全国旅行支援による観光需要の喚起に取り組むとともに、地域一体となった宿や観光地の再生・高付加価値化、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出等の事業を活用し、観光産業への多面的な支援を実施。



相馬野馬追インターネットライブ中継によるDX商品の創出
出典：相馬野馬追執行委員会HP

⇒今後、インバウンドの回復に向けた特別な体験や期間限定の取組の創出等への支援制度も活用し、東北の観光復興を推進。

1. 地震・津波被災地域等の復興

基幹インフラの復旧・復興

(海岸)

- 被災した海岸の復旧・復興事業は、国交省所管276箇所のうち、271箇所が完成済み。(約98%) ※令和5年1月末時点
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(岩手・宮城・茨城県の海岸対策)の早期完了に向けて、着実に事業を推進。

(下水道)

- 復興まちづくり計画に基づく下水道整備は、25 地区中23 地区で完了。(92%) ※令和5年1月末時点
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(宮城県の下水道事業)の早期完了に向けて、着実に事業を推進。

(道路)

- 国土交通省が中心となって整備を進めた復興道路・復興支援道路(550km)は、令和3年に全線が開通。
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(宮城県の県市町村管理区間の道路整備)の早期完了に向けて、着実に事業を推進。
- 常磐道では4車線化を順次実施。



三陸沿岸道路 普代～久慈 (25.0km)開通 (R3.12.18)

(鉄道)

- JR常磐線の全線運転再開(令和2年3月)により、被災した鉄道は全て復旧。

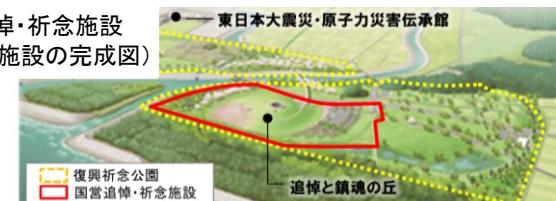
(港湾)

- 港湾施設の復旧は、令和3年度までにすべて完了。
- 被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を実施。

震災の伝承

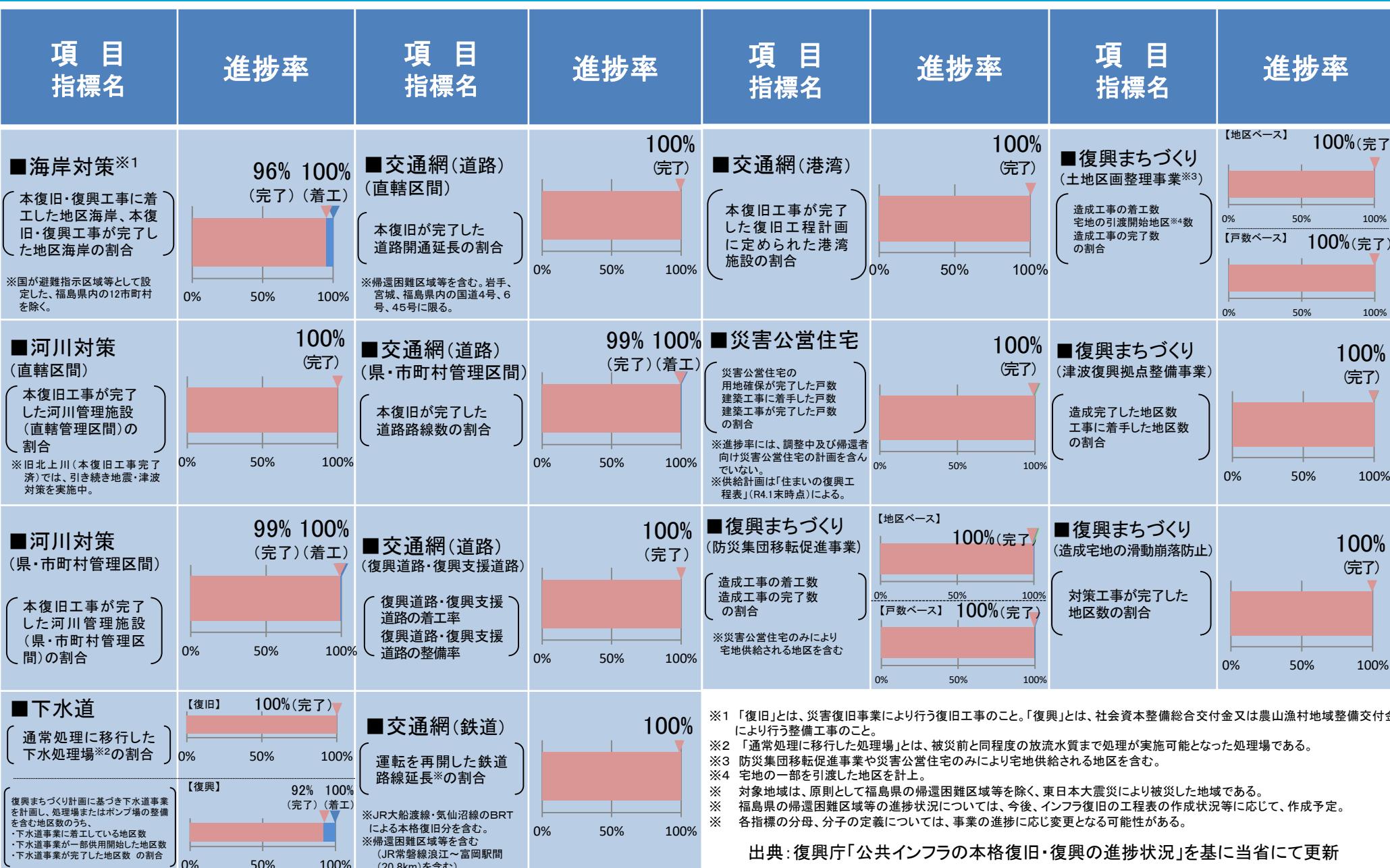
- 国営追悼・祈念施設の整備を引き続き実施。(福島県の施設の完成予定:令和7年度)
- 震災伝承施設に関する情報の整理・ネットワーク化を引き続き図る。

国営追悼・祈念施設
(福島県の施設の完成図)



(参考)公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(令和5年1月末時点)



出典:復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」を基に当省にて更新

2. 原子力災害からの復興

住宅再建・復興まちづくり

- 帰還困難区域等において、復興・再生の拠点となる市街地の整備等を支援。

(双葉町2地区、大熊町2地区(1地区完了)、浪江町1地区)

⇒今後事業化される地区も含め、引き続き事業を着実に推進。

<(参考)特定復興再生拠点区域における避難指示解除の時期>

- ・令和4年(解除済) : 双葉町、大熊町、葛尾村
- ・令和5年3月31日 : 浪江町
- ・同年 4月1日 : 富岡町
- ・同年 春頃目標 : 飯館村



福島復興再生拠点整備事業
(大熊町 大川原地区 R3.3完了 R5.1撮影)

- 帰還者向け災害公営住宅等の整備を支援。

⇒早期の完了に向け、引き続き事業を着実に推進。



帰還者向け災害公営住宅等建設地
(双葉町 双葉駅西側地区)

- 帰還困難区域におけるインフラの復旧・復興(道路・河川・海岸等)を実施・支援。

⇒福島県等からの要望も踏まえ、早期の完了を目指す。

2. 原子力災害からの復興

観光の振興・風評払拭

- 福島県における観光復興を促進するため、ホープツーリズム(※)による誘客をはじめとした国内外の旅行者向けの滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備やプロモーションの強化等の取組を引き続き支援。

※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。



ホープツーリズムのプログラム造成のため
モニターツアーを実施
(震災遺構 浪江町立請戸小学校)



楢葉町木戸川河口の「カヤック体験」
を撮影し、インスタグラムで情報発信



台湾で開催の旅行博に出展し、
福島の魅力をPR

- ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の自治体等に対し、海の魅力を高めるブルーターリズムの推進を目的とした海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等の取組を引き続き支援。



海辺の乗馬体験を組込んだ商品を造成

- 関係省庁と共同で、三陸・常磐地域の水産物等の消費イベントを実施。



三陸・常磐ものを
使った弁当販売

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

➢ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。

補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続。

➢ 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用

造成宅地や移転元地等の活用について、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。

これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生産の再生

➢ 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援

販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➢ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場のがれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定の概要

〔令和3年3月9日〕
閣議決定

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

○ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

➢ 避難指示解除地域における移住等の促進

帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。

➢ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備

社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。

➢ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。

同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

○ 国際教育研究拠点の整備

福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。

復興推進会議決定に基づき推進。

○ 営農再開の加速化

福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。

食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。

検証結果等について、分かりやすく情報発信。

※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

組織

- ・復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- ・岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

○特定復興再生拠点区域外に係る対応

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、
拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

○特定復興再生拠点区域外に係る対応

<福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案> (令和5年2月7日閣議決定)

法案の概要

「特定帰還居住区域」(仮称) の創設

- 市町村長が、**拠点区域外**において、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す**「特定帰還居住区域」(仮称) を設定できる制度を創設**

(区域のイメージ)

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定 (要件は以下通り)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む**「特定帰還居住区域復興再生計画」(仮称) を作成**し、**内閣総理大臣**が認定

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

(1)**除染等の実施(国費負担)** (2)**道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**